

## 企業行動研究部会議事録（第 270 回）

日 時： 平成 31 年 2 月 18 日(月) 18:00-20:15

場 所： 中央大学駿河台記念館 3 階 350 号室

出席者： （17 名 小畑、勝田、河口、北川、木下、銀山、小松、西藤、佐久間、櫻井、出口、永井  
野瀬、菱山、古山、丸山、宮澤）

### 1. 連絡事項：事務連絡（理事会関連等）

勝田部会長より、開催に先立ち研究発表大会応募締め切りについて、3 月 2 日開催予定の理事会議題について等、所感が述べられ本日のテーマ紹介が行われた。

### 2. テーマ 1. 公益通報者保護法及び内部通報制度認証について・・・河口部会員

<発表骨子>

1. これまでの報告を踏まえて（2017 年度レポートの概要整理）
2. 報告の背景と概要
3. 公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会（消費者庁・宇賀座長）
4. 内部通報制度に関する認証制度検討会（消費者庁・水尾座長）
  - ・認証制度
  - ・委員一覧
  - ・自己適合宣言登録制度
5. 公益通報者保護専門調査会（内閣府・消費者委員会）
6. まとめ

<意見交換>

- ・認証団体は 1 つだけか？  
⇒1 つだけで公益社団法人商事法務研究会がその団体となった。
- ・企業への説明はどのように行われたのか？  
⇒消費者庁の主催で東京 2 日（4 回）、大阪 1 日（2 回）開催された。
- ・この案について企業等からの意見募集はあったのか？ ⇒公表され意見聴取が行われた。
- ・商事法務に消費者庁から天下りはあるのか？ ⇒不明です。
- ・公正中立の第 3 者機関とあるが、どのような基準で決まったのか？  
⇒一定の基準をもって決めていると考えられるが詳細は不明（自分は不知）、但し募集・選考にあたっては公益社団、もしくは公益財団で募集が行われた為そのこと自体が基準とはなっている。
- ・ホイッスルブローというの米国発生の仕組みと考える。米国の場合はそうしたルールを維持するために対応する機関が設けられている。すなわちその機関がホイッスルブローした人を徹底保護する仕組みがある。日本ではその機関が曖昧。しいて言えば（地検）特捜部となっている。そのあたりが曖昧と考える。 ⇒公益通報者保護専門調査会答申へのパブコメなどで主張すべきか。
- ・法制化にはどの程度の期間が想定され、どのような内容が変わるのか？  
⇒通報者の保護が大きな視点と考える。
- ・被通報企業への罰則などは規定されるのか？ ⇒直ちに罰則規定はないが、社名公表などの範囲か。
- ・この制度を企業が実施すると費用的負担はあるのか？ ⇒申請そのものには 70 万円が手数料的に発

生ずる。また体制整備、人員配置その他の環境整備の費用は必要と考える。(大手は既にある程度は実施済みと考えられる)

- ・社内リニエンシー制度についてはどのように評価されるのか。⇒今回の制度では必須ではない。
- ・どのようにして、何を評価するのか、どこが担保するのが問題と考える。米国その他で実施のバックアップ体制がないと本来の目的は達せられないのではないか。例えば米国の通王者への報償制度。
- ・米国/韓国/インド等の比較を今後進めるべき。
- ・英国でのパークレイズ銀行内部通報における CFTC (米商品先物取引委員会) のような調査機関が必要と考える。
- ・3月13日(水)13時30分から BEREC 時局セミナーで、制度の世界発信へ向けたセミナーを実施予定。

(以下略)

### 3. テーマ2. 『ゴーン前会長は「私は無実」と言ったのか』言葉に現れた企業行動と課題 —意見陳述書を日本文、英文で読み比べる・・・北川部会員

<発表骨子>

- 1、言葉を人、空間、時間の現われ方で解析すると背景が浮き上がる(仮説)
- 2、ゴーン前会長の意見陳述書を素材とした日英対照(実証)
- 3、最近の言葉から企業行動を分析し課題を推察する(実践)
  - 1、意見陳述書(2019/1/8 開示公文書。日本語・英語の対照)
    - 1) 人;分けることから始まる  
「an innocent (名詞→客観主義)」と「innocent (形容詞→主観主義)」の違い
    - 2) 空間;強い意志の支配  
「moral commitment (強い主語の存在)」と「(主語でなく)副詞的表現」の違い
    - 3) 時間;視点と時間軸  
「プロセスで見る英語」と「(現在に立って)結果から見る日本語」の違い  
\*推定無罪;欧米と日本で視点(時間軸)の差が現れている
  - 2、企業行動と課題を探る
    - 1) 背景
    - 2) 実践の例
      - ・「ラストワンマイル(和製英語)」;結果から見る  
「last mile (英語)」;プロセスの一部として見る
      - ・2019年度 BEREC「言葉と企業行動」研究会で生きた言葉を素材に実践する
  - 3、課題  
企業行動を律する言葉(特にコンプライアンス、ガバナンスなどカタカナ語)を噛み砕き現場に近い言葉を素材にして、空論に流れぬよう議論する。

以上

<意見交換>

- ・今年BEREC研究会で言葉と行動に焦点を当てて進めようと考えている。
- ・北海道の地震の折にコンビニへの、ざるそば出荷を考えた時に、全国の出荷基準でネギがないと出荷できないことがあった。このような時の判断基準をどうするか。ある局面で・・・必要である→・・・法律解釈ではなく法学意識の問題。
- ・コンプライアンスをひらがなで書いてはどうかと提案したこともあったが、なかなか理解を得られな

かった。経営者がどのような視点で経営をするのかという本質を如何に表現するかだ。

- ・ある言葉が、いつから誰がどのように使ったかということを確認することに意味がある。
- ・ガバナンスコード等でいうコンプライ or エクスプレインという言葉が日本語風に定着し始めている。
- ・あれをしない、これをしないの守りのコンプライアンスには限界がある。
- ・コンプライアンスをひらがなにとったのは意識を変えるということを書いたかった。
- ・法令と、社内規定や規則まで入れて考える人がいる。人によって議論のベース、背景が異なることの確認が必要。ずれの確認が必要になっている。
- ・順守と遵守の相違について、40年ほど前の遵法闘争で文字が汚れたという意識から順法という表記となった。
- ・漢字が当用漢字の見直しの時、遵が除かれる予定で、マスコミは一足早く順に変更したが、その後残されることとなって、官（公文書）関係は遵を継続した。現在まで意味の違いを表立って議論することはされていない。
- ・言葉の陳腐化で文字・表記を変えたという歴史がある。
- ・米国のケーン先生と話した時、何のコンプライアンスかとの質問があった、それは、リーガルコンプライアンスのことか？と言われた。日本ではコンプライアンスと一言で言っているところが問題。
- ・4P 3) 課題とあるが、ここに記載の3点はむしろ北川氏にとってはコンクルージョンとも読み解けますね。

以下略

#### 4. その他

勝田部会長より、次回3月11日第2月曜日であることが確認された。終了が宣言された。

(文責: 河口)

議事録送付先(敬称略):

[部会員]: 安藤、井上(真)、井上、岩倉、上原、遠藤(淳)、遠藤(梨)、大泉、大島、岡田(佳)、小畑、片方、勝田、加藤、河口、川村、北川、木下、銀山、熊本、栗栖、桑山、小池、小松、西藤、斉藤、佐久間、櫻井、佐藤、柴柳、瀬名、潜道、高橋、武谷、田村、出口、徳山、永井、那須、西村、野瀬、野田、比賀江、樋口、肥後、菱山、平塚、古谷、古山、前原、増岡、増澤、増渕、松尾、松本、丸山、水島、水野、峰内、宮川、宮澤、山口、山中、山本、横館、吉村、

[学会本部]: 梅津会長、水尾副会長、高橋前会長、内田事務長